

平成29年9月 井手町

# 9月定例会会議録

井手町議会

# 平成29年9月井手町議会定例会会議録目次

## 第 1 号（9月19日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	8
一般質問	8
岡田久雄議員	8
1 図書館事業の充実及び「セカンドブック事業」の推進について	
2 子育て支援の充実「子育て応援ブック」の作成について	
村田忠文議員	14
1 子育て支援としての学校給食費補助の拡充について	
2 入学式・卒業式における起立について	
木村武壽議員	17
1 木津川右岸宇治木津線について	
2 ICT教育について	
中坊 陽議員	21
1 乳幼児からの定期検診について	
2 井手小学校有王分校の管理と活用について	
谷田 操議員	26
1 国民健康保険の都道府県化について	
2 コミュニティバス等住民の移動手段確保について	
3 公衆無線LANサービスについて	
議案第36号 井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件	36
議案第40号 山城多賀駅昇降設備等工事委託契約について追認を 求める件	37

議案第 4 1 号	工事請負契約変更について同意を求める件	4 0
報告第 1 0 号	専決処分の報告について	4 2
議案第 3 3 号	平成 2 9 年度井手町一般会計補正予算（第 2 回）	4 2
議案第 3 4 号	平成 2 9 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 回）	4 7
議案第 3 5 号	平成 2 9 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 1 回）	4 7
散会		4 8
署名議員		4 9

## 第 2 号（9 月 2 2 日）

応招・不応招議員		5 1
出席・欠席議員		5 1
出席事務局職員		5 1
出席説明員		5 1
議事日程		5 3
開会		5 4
会議録署名議員の指名		5 4
平成 2 8 年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意 見書並びに財政健全化審査意見書等について		5 4
議案第 3 7 号	平成 2 8 年度井手町一般会計、特別会計「国民健康 保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保 険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件	5 6
議案第 3 8 号	平成 2 8 年度井手町水道事業会計決算認定の件	5 6
議案第 3 9 号	平成 2 8 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決 算認定の件	5 6
議案第 4 2 号	工事請負契約について同意を求める件	5 8
平成 2 9 年度城南土地開発公社（第 1 回）補正事業計画に関する報 告書並びに平成 2 8 年度城南土地開発公社決算に関する報告書につ いて		6 2
発議第 2 号	核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書	6 2
議員派遣の件		6 4

閉会中の継続調査の申し出について……………	6 4
閉会……………	6 4
署名議員……………	6 5

第 1 号（平成 2 9 年 9 月 1 9 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

平成29年9月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

平成29年9月19日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成29年9月19日午前10時00分 議長 丸山久志

閉会 平成29年9月19日午後 1時46分 議長 丸山久志

応招議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

1番	谷田	利一	8番	中坊	陽
----	----	----	----	----	---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	野崎 裕美	議会書記	平間 克則
議会書記	坂井幸一郎	議会書記	岩村 恭子

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
----	-------	-----	-------

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼地域創生推進室長事務取扱	後藤 崇文	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務	中島 一也
企 画 財 政 課 長	花木 秀章	税 務 課 長	乾 浩朗
会計管理者・会計課長兼務	光田 恵理	住 民 福 祉 課 長	中坊 玲子
保 健 医 療 課 長	中谷 誠	高 齢 福 祉 課 長	寺井 佳孝
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美	産 業 環 境 課 長	菱本 嘉昭
上 下 水 道 課 参 事	森田 肇	同和・人権政策課長	西島 豊広
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	野田 昌司	社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務	高江 裕之
学校給食センター所長	奥山 英高		

#### 議事日程

別紙のとおり

#### 会議に付した事件

別紙のとおり

#### 会議の経過

別紙のとおり

# 平成29年9月井手町議会定例会

## 議 事 日 程〔第1号〕

平成29年9月19日（火）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 議案第36号 井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件
- 第6 議案第40号 山城多賀駅昇降設備等工事委託契約について追認を求める件
- 第7 議案第41号 工事請負契約変更について同意を求める件
- 第8 報告第10号 専決処分の報告について
- 第9 議案第33号 平成29年度井手町一般会計補正予算（第2回）
- 第10 議案第34号 平成29年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 第11 議案第35号 平成29年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）



## 議事の経過

議長（丸山久志） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦  
労さまでございます。

平成29年9月定例会を開会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員並びに理事者各位には、公私ご多用のところご出席を賜り、厚くお礼  
を申し上げます。

さて、本日、汐見町長より9月定例町議会を招集されました。各議案につ  
きまして慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位につきましては  
適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託に応えられますよ  
う期待します。

秋を迎え、朝夕はめっきり涼しく過ごしやすくなりましたが、議員並びに  
理事者各位におかれましては、体調管理に十分注意をいただきますとともに、  
円滑な議会運営が行われますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とい  
たします。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、  
平成29年9月井手町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、谷田利一  
議員、8番、中坊 陽議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いい  
たします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月29日までの11日間にし  
たいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月  
29日までの11日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、平成29年度補正予算3件、自  
治功労者同意案件1件、平成28年度決算認定の件3件、工事委託契約の追  
認の件1件、工事請負契約変更の同意案件1件、専決処分の報告1件、並び

に一般質問は5名であります。

なお、本日の会議は、皆様のお手元に配付しております議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長より挨拶をいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに9月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年度も、はや6カ月になろうとしております。既に、普通交付税や臨時財政対策債を合わせた実質交付税の配分額も7月25日に決定し、町税につきましても、年間収入見込み額がほぼ把握できる状況にありますので、現時点における実質交付税と町税の見通しにつきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、実質交付税の配分額であります。普通交付税は約12億7,100万円、前年度に比べ約1,200万円、率にして0.9%の減、臨時財政対策債は約1億1,300万円、前年度に比べ約1,000万円、率にして8.4%の減、計約13億8,400万円、前年度に比べ約2,300万円、率にして1.6%の減となっております。

また、町税の年間収入見込み額であります。白坂地区開発などへの企業進出による固定資産税や都市計画税の増収によりまして、町税全体で約8億8,000万円程度、前年度同時期に比べまして約4,500万円、率にして約5.4%程度の増収となる見込みであります。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第33号、平成29年度井手町一般会計補正予算（第2回）ほか、9件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第33号は、平成29年度一般会計の補正でありまして、補正総額は5億6,387万5,000円の増で、補正後の一般会計予算は50億9,647万5,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係では、まちづくり協議会が開催される事業の補助に80万円、「神さまの轍」映画製作実行委員会が取り組む、映画による町の魅力化発信事業への補助に97万9,000円、本町と連携協力包括協定を結ぶ京都産業大学が取り組む、新たな町の活性化事業への補助に40万円それぞれ計上いたしますとともに、ご寄附をいただきましたので、その趣旨に沿いまして社会福祉基金に30万円、ふるさと応援基金に2万5,000円それぞれ計上いたしております。

次に民生関係では、制度改正に伴うシステム改修に175万5,000円、事業の精算等による返還金に339万1,000円それぞれ計上いたしますとともに、施設のバリアフリー化を図るため、いづみ人權交流センターエレベーター整備に向け、設計委託に600万円計上いたしております。

次に農林関係では、町内の竹林拡大や山林の荒廃及び里山景観を守るための事業に200万円計上いたしております。

次に商工関係では、本町の観光資源の一つであります地藏院のしだれ桜を守る活動の補助に20万2,000円、来月に開催されます「お茶の京都博」の関連費用に100万円それぞれ計上いたしております。

次に消防関係では、消防団員への退職報償金に271万5,000円計上いたしております。

次に教育関係では、井手町ふるさとボランティアの会が開催される事業の補助に37万5,000円、IDEゆうゆうスポーツクラブが開催される事業の補助に26万3,000円それぞれ計上いたしますとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピックを控え、町内小中学校に通う児童・生徒一人一人に豊かなスポーツ心を育み、スポーツ文化の広がりにつなげる、オリンピック・パラリンピック教育推進事業に30万円計上いたしております。

次に公債費関係では、今後、JR玉水駅周辺整備や府立特別支援学校関連事業等の大型事業により増加する公債費の抑制を図るため、繰上償還に5億4,197万5,000円計上いたしております。

以上が歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金477万8,000円、寄附金32万5,000円、繰入金5億5,065万7,000円、諸収入271万5,000円、町債540万円計上いたしております。

議案第34号及び議案第35号の2件は、いずれも平成29年度特別会計の補正でありまして、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第36号は、井手町自治功労者の推薦についてでありまして、表彰条例第3条の規定に基づき提出するものであります。

議案第37号から議案第39号までの3件は、いずれも平成28年度の一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに多賀財産区特別会計の決算について、議会の承認を得ようとするものであります。

平成28年度決算につきましては、国保会計を除く全ての会計の実質収支額等は黒字となっております。

なお、国保会計につきましては、平成23年度に赤字補填として借り入れました広域化等支援基金貸付金6,150万円の償還金として毎年1,230万円を一般会計から法定外繰り入れをしておりますが、平成28年度の財政見通しを立てた時点で約1,000万円余りの赤字見込みであったことから、さらに1,300万円を一般会計から法定外繰り入れをいたしました。実質収支額は約200万円の赤字となり、大変深刻な財政状況にあります。

国保事業につきましては、平成30年度から全てが都道府県で一元化されると期待をしておりましたが、実際は財政運営のみとなることから、今後も引き続き厳しい財政状況が続くものと考えております。

また、一般会計につきましては、6月定例議会の挨拶の中でも申し上げておりますので、具体的な内容は省略いたしますが、教育や福祉、暮らしの周辺整備、環境や防災対策、商工業の振興やまちづくりなど、これまで同様にさまざまな事業に取り組むことができましたし、数年先を見据えて庁舎等整備基金に1億7,000万円積み立てることができました。さらに、財政の健全化や財政構造の弾力性を判断する実質公債費比率はマイナス1.5%、経常収支比率は84.9%と、速報値ではありますが、いずれも昨年度に引き続き、府内26市町村の中で最もよい数値となっております。

このように充実した決算を打つことができましたのも、国や京都府の力強いご支援と議会や住民の温かいご協力のおかげであると心から感謝しているところでありまして、改めてお礼を申し上げる次第であります。

議案第40号は、山城多賀駅昇降設備等工事委託契約について追認を求める件でありまして、本来は協定締結時に提出すべき案件でありましたが、JRとの協定に基づくものであるということで、議会の議決に付すべき案件で

はないものと判断し、同意手続をとってこなかったものであります。心からおわびいたしますとともに、今後このような過ちを繰り返すことのないよう、内部において研鑽を重ね、再発防止に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

議案第41号は、地方自治法並びに条例の規定に基づき、工事請負変更契約を締結するに当たり、議会の同意を得ようとするものであります。

また、府立特別支援学校の関連工事につきましても、予定価格が5,000万円を超えることから、会期中に事務手続が整い次第、追加で提出したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

報告第10号は、地方自治法第180条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

議長（丸山久志） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会活動について報告します。7月21日、京都府町村議会議員研修会に参加いたしました。

監査委員から6月分、7月分、8月分の例月出納検査結果報告の受理をいたしております。

教育委員会より、全員協議会で配付をいたしております平成28年度教育に関する事務の点検及び評価報告書の提出がありましたので、ごらんおき願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は5名であります。発言の順番は受付順にします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 岡田久雄議員。

3番（岡田久雄） 3番、岡田久雄です。事前に通告しておりました次の2点につきまして、一般質問をいたします。

まず初めに、図書館事業の充実及び「セカンドブック事業」の推進について質問をいたします。

本町では、他市町に先駆け、保護者が子どもと直接向き合い、幼いときから絵本の読み聞かせをして、子どもの感性や想像力を豊かに育てる時間をつくれるよう、絵本を手渡しで贈り、赤ちゃんの成長を温かく見守る絵本贈呈事業が実施されています。子育て世代の皆さんから大変喜ばれています。

また、読書好きな子どもほど読解力にプラスに影響し、それが学力向上に結びついているという文部科学省の全国学力・学習状況調査結果もあります。また、全国的に徐々にではありますが、小学校入学時などにも本を贈るセカンドブック事業を実施する自治体もふえてきています。

そこで、次のことについて質問をいたします。

1、本町では、全国に先駆けて読書通帳を導入されています。読書通帳の仕組み及び配布状況、現在までの効果、課題についてお伺いいたします。

2、絵本贈呈事業で1人でも多くのお子さんに絵本が贈呈できるよう、配布についてはいろいろ苦勞されていると思いますが、どのような取り組みをされているのか、また過去3年間の贈呈率についてお尋ねします。

3、4月23日の子ども読書の日から5月12日まで、「こどもの読書週間」と定められています。本町ではどのような取り組みをされたのか。また、秋の読書週間に向けての取り組みについてお伺いいたします。

4、セカンドブック事業実施についての本町の考え、また、実施をすれば、どのような課題があるのか、お伺いいたします。

次に、子育て支援の充実「子育て応援ブック」の作成について質問いたします。

子どもは親にとってかけがえのない大切な宝物です。同時に、地域社会にとっても子どもは未来をつなぐ大切な宝物です。子どもの笑顔が輝く健やかな育ちは、家族だけでなく社会全体によい影響を与えてくれます。

しかし、子育ては楽しいときばかりではなく、不安や悩みはたくさん出てくるものです。そんなとき、1人でそれを抱え込まないように支援することが最も重要であると思います。

他の自治体では、出産や子育てに関する各種施策や相談窓口など、子育てに関する制度や手続などの情報を掲載した子育て応援ブックを1冊にまとめた冊子を作成し、総合的な子育てを応援するところがふえてきています。

そこで、次のことについて質問します。

1、本町では、妊婦の方、子育て中の方、また転入により新しい生活をスタートした方などの不安を軽減し、安心して、より楽しく、より素敵に子育てができるよう、知りたい情報、便利な情報をいち早く知っていただくため、どのような取り組みをされているのか。

2、本町においても、出産前、出産後、保育園、各学年に応じたきめ細かい子育てに寄り添った総合的な子育て応援ブックを新たに作成し、誰もが町のホームページを開けば閲覧でき、各種申請書についてもダウンロードできるようにされてはと思います。また、簡単でわかりやすいガイド版も作成し配布されてはとありますが、本町ではどのように考えておられますか、お伺いいたします。

以上です。よろしくお願ひします。

議長（丸山久志） 答弁願ひします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 高江社会教育課長。

社会教育課長（高江裕之） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の図書館事業の充実及び「セカンドブック事業」の推進についてですが、一つ目の読書通帳につきましては、利用者が現在自分が借りている本のタイトル、借りた日、著者名などを専用の機械で通帳に印字して、読書の記録をためるもので、平成27年9月に導入してから平成29年8月末までに370名の方にご利用いただき、既に2冊目、3冊目に入っている方もありまして、延べ414冊を発行しております。

利用者からは、どのような本を借りてきたのかがわかってうれしい、シリーズの本をどこまで読んだのかがよくわかる、などの声をいただいております。今後、周知方法などに工夫を凝らし、一層の利用者拡大に努めていくことが課題と考えております。

二つ目の絵本の贈呈事業につきましては、家庭での読書活動の促進を目的に、1歳から3歳までの子どもを対象に実施しておりまして、保護者の方と一緒に読み聞かせ事業にご参加いただくことで希望の絵本を贈呈しておりま

す。

絵本の受け取りに際しましては、より多くの方にご参加いただけるよう、図書館のほかに保健センターや保育園なども贈呈会場としておりまして、過去3年間の贈呈率は、平成26年度が66.0%、平成27年度が71.7%、平成28年度が75.6%であります。

三つ目の読書週間の取り組みにつきましては、本年度のこどもの読書週間には、子ども向けのお話し会と子どもの読書に関する図書の展示を行いました。秋の読書週間には、利用者が自分の読んだお勧めの本とその感想を互いに紹介し合う企画を予定しておりまして、例年、両週間とも同様の取り組みを実施しているところであります。

四つ目のセカンドブック事業につきましては、子どもの読書活動をより推進する方策の一つと認識しておりますが、本町ではこれまでから、学校図書館の充実と読書活動の推進を図るため、学校司書を各学校に週4日派遣し、図書の利用を進めるとともに、児童・生徒による図書委員会と連携した読書イベントの開催、井手町調べる学習コンクール参加へのサポート、担任と連携した各単元における学校図書館の活用などに努めております。

また、蔵書面では、平成28年10月の文部科学省の公表によりますと、文部科学省が学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定している学校図書館図書標準を100%達成しているのは、府内小学校で4市町、中学校で2市町だけであり、その中で本町は山城地方唯一、小・中学校ともに文部科学省の定める基準を達成しており、子どもの読書環境が一定整っているものと思っております。

今後とも、今実施している取り組みの継続と充実を図り、本町の子どもの読書活動を一層推進していきたいと考えておりまして、現在のところセカンドブック事業の実施については考えていないところであります。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長(中坊玲子) 2点目の子育て支援の充実「子育て応援ブック」の作成についてであります。一つ目の情報をいち早く知っていただくための取り組みにつきましては、まず保健センターでの取り組みといたしまして、乳幼児健診、育児相談、予防接種についての母子保健事業日程表を作成し、毎年4月に配布しています。



妊婦の方に対しては、妊娠届の際や妊婦訪問時に妊娠・出産に関する情報提供をさせていただいております。産後の方に対しては、赤ちゃん訪問の際や健診、育児相談の場を通じて、月齢・年齢等に応じた内容の情報をお伝えしています。

また、転入された方に対しては、転入アンケートを実施し、前住所地で受けられた健診や予防接種の状況を把握し、転入後、引き続き本町で健診等を受けていただけるようお知らせしています。

次に、住民福祉課での取り組みといたしましては、住民福祉課の窓口で出生届の届け出があった際は、必要となる手続等について、「お子様がお生まれになった方へ」という案内用紙をお渡しし、各課窓口をご案内しております。また、その際に本町の子育て情報誌もお渡ししております。

次に、転入された方に対してですが、転入の届け出があった際は、出生届があったときと同様に、転入に係る手続の一覧用紙をお渡しし、各種手続についての説明と案内をするとともに、子育て情報誌をお渡ししているところです。

子育て情報誌につきましては、多くの子育て世帯の方に手にとっていただけるように、庁舎や子育て支援センター、保健センター等の施設窓口に配架するとともに、保育園及び保健センターの訪問や健診時にも各世帯に配布しております。

二つ目の子育て応援ブックの作成につきましては、本町におきまして、平成20年度から子育て支援センターの事業の一つとして子育て情報誌を作成し、妊婦の方から就学前のお子さんを対象に配布を始めました。毎年、制度等の内容や見やすさ等の見直しを行い発行しており、平成28年度には、かばんの中に入れて持ち歩けるサイズにしてほしいとの意見を受け、A4サイズからB5サイズに変更したところです。

内容については、就学前のお子さんに関する制度やイベントを中心に、児童手当や子育て支援医療等、学齢期にあるお子さんにも関係のある情報や、各種相談窓口の情報も掲載しております。

現在、来年度の情報誌の作成に当たり、他市町村の情報誌等を参考に、より見やすく、よりよい内容となるよう、リニューアルする作業を行っているところであります。子育てをされている保護者やさまざまな方の意見を取り入れ、まずは就学前の子育て情報について充実させたいと考えております。

次に、ホームページについてであります。現在、子育て情報誌についての掲載はしておりません。来年度リニューアルする子育て情報誌から掲載を検討したいと思っております。また、各種手続に係る申請書等につきましては、掲載できているものとできていないものがあるため、今後、整理した上で、掲載できるものは掲載していきたいと考えております。

次に、ガイド版の作成につきましては、子育てをされている保護者の方等の意見を取り入れた、常に携帯のできる、かつ充実した内容の情報誌を求められていることから、現在の情報誌をリニューアルする方向で考えております。今後も子育て世代の方々の意見を聞き、内容を充実させてまいりたいと考えております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 岡田久雄議員。

3番（岡田久雄） 再質問と要望をさせていただきたいと思えます。

まず最初に図書館の事業の方でございますけれども、ちょっと関連としてお聞きしていきたいと思えます。

私の記憶の中では、小学校では1時間目の授業の始まる前に10分間の読書時間をつくっておられて、読書をされていたという記憶があるんですけども、今もそれは継続されているのでしょうか。また、たくさん読書をされた子どもさんに何かその顕彰、たたえてあげるような、何かそういうようなこともされているのか。されているのであれば、お聞かせいただきたいと思えます。

また、わかっているとお答えいただきたいと思うんですけども、小学生、中学生で1年間に何冊ぐらいの本を読んでおられるのか、わかれば結構です。お聞かせ願いたいと思えます。

もう1点、要望ですけれども、子育て支援の方ですけれども、本町の場合、子育てのいろんな支援を町のホームページで検索すると、支援によっては幾つかの課を見なければならぬと思えます。しかし、一つの子育て支援、今提案させていただいています子育て応援ブックを見れば、赤ちゃんが生まれる前の準備から、年齢に応じたいろんな支援がネットで見られるようにしてあげれば、とても便利でわかりやすいと思えます。特に今の子育て世代の方は、スマホやパソコンなどネット社会の時代の子育ての世代だと思えます。

ぜひ実現していただきたいなというふうに要望いたします。

また、先ほども答弁いただきましたけども、いろんな申請も、役場に行って、そこで記入して、小さい子どもさんがいたらまた大変なので、事前にその申請用紙がダウンロードでき、記入して役場へ持っていけるようにしてあげれば大変便利になると思いますので、ぜひともこれも実施を要望させていただきますまして、私の質問を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 高江社会教育課長。

社会教育課長（高江裕之） それでは、小・中学生で何冊ぐらい本を読んでいるか、そちらの方であります、私のほうでつかんでおります、読んでいる本の数はわからないんですけど、学校図書館の貸し出し冊数、こちらの方はデータとして持っておりますので、そちらの方でよろしいでしょうか。

井手小学校では1年間で1万1,962冊、多賀小学校の学校図書館では1年間で5,686冊、中学校の方では1年間で2,386冊の図書の貸し出しがありました。

あと、10分間の読書活動について、今、確認しておりますので、よろしいですか。

表彰につきましては、それも今、確認しておりますので。

議長（丸山久志） 次に、村田忠文議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 村田忠文議員。

6番（村田忠文） 6番、村田です。事前通告いたしております2点について、質問をいたします。

まず1点目といたしまして、子育て支援としての学校給食費補助の拡充についてであります。

汐見町長におかれましては、町長就任以来、教育と福祉の充実に力を注がれ、とりわけこの4月からは、子育て支援医療費助成を満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで完全医療費無料化をされるなど、年を経るごとにその施策が充実・拡大しておりますことに心より敬意をあらわすところであります。

教育におきましても、食物アレルギー対応のための学校給食センター施設整備をはじめ、本年は第3期の海外派遣となりました泉ヶ丘中学校国際交

流・海外派遣事業や数検・英検チャレンジの費用を全額補助、部活動の支援など、多彩な施策を積極的に進めてきていただいております。

学校給食につきましては、本町では昭和49年から40年以上にわたり、保護者負担軽減策として学校給食費補助を継続実施されています。今日、子どもたちの食事や食習慣をめぐり、偏った栄養摂取、朝食欠食など、さまざまな課題が指摘されております。学校給食の果たす役割はますます大きくなってきていると思われまます。

そこで、この際、思い切って、子育て支援の観点から、児童・生徒の心身の健全な発達に資するこの学校給食について、無料化を図るぐらいのつもりで学校給食費補助を拡充されてはどうでしょうか。まちづくりに大変ご尽力されている中、この施策は子育て支援はもとより、定住を促し、人口減少を食いとめることにもつながるのではないかと思います。町長のお考えをお伺いいたします。

2点目に、入学式・卒業式における起立についてであります。

以前からずっと気になっていたことですが、小・中学校の入学式、卒業式の国歌斉唱の際、同僚議員が起立されない状況が続いております。不思議に感じるとともに、非常に残念に思っているところです。教頭先生の起立のかけ声で1人だけ立たないのはどうしてかなと思っている児童・生徒もおります。また、参列されている方からは、一体どうなっているのかとの声も私どもに届いているところであり、児童・生徒に与える影響もいかななものかなと心配をしております。

入学式、卒業式は子どもが主役であり、晴れの舞台であります。来賓が自身の主張を通す場でないことは言うまでもありません。もとより、入学式や卒業式は、学校行事として各校長の責任においてとり行われるものと承知しておりますが、このような事態について、教育長はどう受けとめておられるのか、見解をお伺いいたします。

以上です。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私からは、1点目の子育て支援としての学校給食費補助の拡充についてお答えいたします。

私は町長就任以来、基本政策の一つの柱として、「あすを創造する教育や文化をはぐくみ、子どもたちがのびのび育つまちづくり」を掲げ、施策の具体化に力を注いでまいりました。

議員ご指摘のとおり、子育て支援施策として、子ども3人目以降の保育料完全無料化をはじめ、各種の保育や子育ての支援事業を進めるとともに、本年度からは子育て支援医療費助成を拡充し、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの医療費完全無料化を実施することとしたところであります。

教育関係では、泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業や部活動支援事業、英検並びに数検チャレンジ推進事業など、これからのまちづくりを担う子どもたちの夢や未来を支援するための諸施策の実施に努めてきました。

学校給食につきましても、食物アレルギー対応のための学校給食センター施設改修と備品の購入をこの夏休み中に完了いたしまして、教育委員会からは、慎重に試行を重ね、10月から本格実施の予定と聞いております。

議員ご質問の学校給食費補助につきましては、昭和49年度より保護者負担軽減施策として給食援助費制度を実施しており、平成17年度からは1人1食17円の援助を現在まで継続しているところであります。

その拡充についてであります。自主財源の乏しい本町であり、教育や福祉に係る事業は、一度実施すれば一定期間の継続が必要であることから、慎重な検討を要するところではあります。子育て支援のより一層の充実と喫緊の課題である人口減対策も視野に入れて、来年度から全児童・生徒を対象に学校給食費の全額補助を実施してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 松田教育長。

教育長（松田 定） 2点目の入学式・卒業式における起立についてですが、議員ご指摘のような事態が続いており、教育長としても、まことに残念に思うとともに、児童・生徒へ与える影響を憂慮しているところでございます。

法や学習指導要領に基づいて入学式や卒業式は挙行されていると承知しておりますが、国歌斉唱の際に、司会する教頭から、「一同御起立願います」という明確な言葉があるにもかかわらず、起立されない方があるということによって、児童・生徒が、決まったことについて、指示があっても、めいめい

勝手に行動してもよいと理解することがあってはいかかなものかと、非常に懸念いたしております。

いずれにいたしましても、このように井手町議会でご質問のあったことを学校長へ伝えることといたします。入学式、卒業式などを取り行う責任者として、校長が適切に判断し対応するものと思っております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 村田忠文議員。

6番（村田忠文） 2点目の国歌斉唱のときの起立について、今後の対応を期待いたします。

それと、要望なんです、子育て支援策について、近隣市町村と比較しても格段の充実が図られていると思われ、保護者負担がどれだけ軽減されているか、意識してもらうことも重要ではないかと思っております。というのも、施策の途中から、例えば給食費援助無料化になった人については、助かったな、いい事業をしていただいているとか、ほかの県でも子ども3人目から無償になったというのも、途中からの方はその恩恵がよくわかるように思われます。ということで、これからそのような施策をどのように周知していただけるか、それも含めて考えていただけたらなというふうに思います。

要望として終わります。以上です。

議長（丸山久志） 次に、木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 10番、木村武壽。通告に基づきまして一般質問をいたします。1点目は、木津川右岸宇治木津線についてであります。2点目は、ICT教育についてであります。

まず、1点目の木津川右岸宇治木津線についてであります。

これまでの記録を調べてみますと、平成元年11月17日、南山城地方における木津川右岸地域の調和のとれた発展に向けて、宇治木津線道路新設の促進を図ることを目的として木津川右岸宇治木津線道路新設促進協議会が発足しております。

設立以来、要望活動を繰り広げていただいておりますが、長年、具体的な進展がありませんでした。しかし、新名神大津・城陽間建設が順調に進み、

城陽から井手町にまたがる白坂テクノパークへの企業進出が進むなど、大きな開発を背景に、実現に向け動き出していると伺っております。

構成市町村全住民アンケート調査では、1万3,000人を超える回答があり、9割の住民が必要と回答があり、いかに地域住民がこの道路を必要としているかを示しております。

そこで、次のことについて質問をします。

一つ目としまして、新国道宇治木津線の概略のルート、構造について、現在の進捗状況をお尋ねいたします。

二つ目に、概略ルートが決まれば、新庁舎移転先また建設についても具体的に決まるとは思いますが、これも進捗状況をお尋ねいたします。

次に、ICT教育についてであります。

学校教育において急速な広がりを見せるICT教育は、児童・生徒の学習意欲や達成感を高め、知識や技術の習得に高い効果を得られることが明らかになっております。

昨年、文部科学省が取りまとめている「2020年に向けた教育の情報化に関する懇談会」最終まとめの中で、教育委員会や学校にICTの専門的な知識を持った人材や授業・校務両面での活用に関する専門的な知識を有する人材が不足しており、また学校や教育委員会におけるICTの活用が首長部局に比べて予算規模も小さく、大きくおこなっている。特に中小地方公共団体においては、人材面において課題があると記載しておりました。教員の指導力の向上につなげることで、子どもたちの資質・能力の育成につながるとは思います。

そこで、次のことについて質問をいたします。

一つ目としまして、教員の研修の機会について充実を図る必要があると考えますが、どのような取り組みをされているのか。

二つ目としまして、子どもたちの授業の中で、本町では現在どのような取り組みをされているのか。

三つ目としまして、ICT教育を進める中で、教育委員会においてメリット、デメリットはどのように把握しているのか、お尋ねいたします。

以上でございます。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 木村議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の木津川右岸宇治木津線についてであります。一つ目の宇治木津線の概略ルート、構造について、現在の進捗状況につきましては、まず、宇治木津線は、本町の最大の課題である人口減少を食いとめるための、住宅地をはじめとする開発適地の拡大をはじめ、住民の安心・安全、住民生活の向上や産業の振興のためには欠かせない道路であると認識しております。そのため、京都府にご支援をいただきながら、城陽市、木津川市とともに早期事業化へ向けての要望活動などを行っているところであります。

ご質問の概略ルートにつきましては、去る9月6日に近畿地方整備局において第2回目の近畿地方小委員会が開催され、複数のルート帯案が提示されたところであります。今後、第2回目のアンケート調査が実施され、調査結果を参考に宇治木津線の概略ルートが決定されると国土交通省から伺っております。

また、構造につきましては、今後、概略ルートが固まった段階で、地形地物を考慮しながら都市計画決定に向けた手続が行われると伺っておりまして、その際に道路構造が示されるものと考えております。

しかしながら、新規事業化までには、都市計画を始めるための準備や調査、新規事業採択時評価の実施、また環境調査では、現在実施中の猛禽類調査のほか、動植物調査の実施など、まだまだ多くの手続を経なければならないことから、引き続き、京都府のご支援を得ながら、促進協議会を通じて国などに対ししっかりと働きかけをしていかなければならないと考えております。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 二つ目の新庁舎建設における進捗状況につきましては、平成27年度に学識経験者、町議会、各種団体の代表者や公募による委員で構成した13名からなる新庁舎建設検討会議を設置し、当該検討会議にてご議論をいただき、新庁舎建設の候補地について協議結果報告書としてお示しいただいたところであります。

平成28年度は、当該検討会議において、ここ数年で新庁舎を建設した自治体の視察を行うことで、庁舎のあるべき姿の議論に役立つのではないかと



のご意見から、本町と同規模程度である和歌山県湯浅町、愛知県設楽町への視察研修を実施してきたところであります。

視察研修では、新庁舎建設に当たって、住民の意見聴取や住民参加のプロセス、防災拠点として重要視されたこと、また高齢者や障がい者に対して配慮されたこと、庁舎や駐車スペースの考え方、議場の設備や機能性など、活発に意見交換をしていただくとともに、庁舎の外観をはじめ、各フロアの窓口や執務室、環境に配慮した取り組み状況などの見学を実施していただいたところであります。

なお、本年度は、新庁舎建設における基本構想、基本計画を策定する予定をしておりますが、当該検討会議の委員からは、女性や子育てグループ、障がい者、高齢者団体などのさまざまな方からも新庁舎建設に向けての意見を聴取し反映することが重要であると考えていただいております、現在その事務を進めているところであります。

なお、新庁舎の移転先につきましては、宇治木津線のルートが明らかになった時点で場所の選定に入ってくることを考えております。

今後も、防災拠点としての機能の充実と住民サービスのさらなる向上を図るための新庁舎の建設に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 中島教育次長。

教育次長（中島一也） 2点目のICT教育についてであります。情報化やグローバル化など急激な社会変化の中において、子どもたちに未来の作り手となるために必要な資質・能力を育成することを目指した次期学習指導要領が、平成32年度から小学校で、平成33年度から中学校で全面実施されますが、ICTを活用した学習の充実を図ることがポイントの一つに挙げられているところです。

一つ目の教員の研修につきましては、京都府教育委員会が実施する「授業におけるICT活用講座」などに教員を派遣し、伝達講習を行うほか、学校内で行う研修会でも、ICTに関する研修を全校で取り組んでおります。また、関係機関等が実施するセミナーや展示会等にも積極的に参加し、ICT教育に関する情報収集や先進事例の調査研究等にも取り組み、教員の指導力の向上に努めているところであります。

二つ目の授業の中での取り組みにつきましては、平成27年度に全ての普通教室に大型モニターを設置し、デジタル教科書を整備したことから、授業でのICT利活用が一段と進み、児童・生徒の興味を引きつけ、よりわかりやすい授業へと改善が進んできております。

三つ目のICT教育のメリット、デメリットにつきましては、メリットとして、動画や教材の拡大提示によって児童・生徒の興味・関心を高め、よりわかりやすい授業への改善、パソコンやタブレットなどの情報機器の操作や有効的な活用方法の学習、また、成績管理や通知表の作成等、校務の効率化による教員が児童・生徒と向き合う時間の増加などであると考えております。

デメリットとしましては、機械相手の学習だけでは、友達や教員との直接的な会話が減るなど、人間関係が希薄化になったり、直接的な体験が不足しがちになるのではと危惧もありますので、情報機器を活用して情報を共有したり、集団づくりを一層進めるなど、指導上いろいろと工夫していくことも大切であると思われまます。

いずれにいたしましても、次期学習指導要領において、情報活用能力は言語能力と同様に、学習の基盤となる資質・能力と位置づけられていることなども踏まえ、学校におけるICT環境のさらなる整備・充実と、教員のICT活用指導能力の向上に努めてまいりたいと考えております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

この際、暫時休憩します。11時10分より再開いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

中坊 陽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 8番、中坊 陽です。事前通告しています2点について一般質問を行います。

1点目として、乳幼児からの定期検診についてお伺いします。

本町では、子育て支援策の充実に積極的に取り組まれておられます。乳幼児の身体や行動の変化については、親や親族が常に気にかけていても見つけられない異常（障がい）があれば、少しでも早期に低年齢で発見して、治療

や機能回復訓練などの処置が望まれます。そうした対象者の発見に、乳幼児からの定期的な検診の受診が重要です。

そこで、現在行われている乳幼児からの定期検診についてお尋ねいたします。

1、本町では、乳幼児についての検診は、何歳児にどのような内容、項目でされていますか。本町における対象者の受診率もお聞きします。

2、万が一、乳幼児に異常（障がい）が見られたとき、保護者への心のケアやアドバイスはどのように対応されているのか、お聞きします。

3、治療や支援が長期になる場合があります。処置については専門機関や病院での検査や治療が必要ですが、高額な費用が求められる場合もありますが、支援策についてお聞きします。

2点目として、井手小学校有王分校の管理と活用についてお伺いします。

平成17年から休校扱いになっている有王分校の現状は、校庭に雑草が茂り、近年、何も対策をとられず放置されている状況に見受けられます。景観もよくありません。以前は、通学児のいない年度でも、地元地域の方々に協力を求めながら、教職員などが定期的に校庭の草刈りなどをしていました。

そこで、次のことについてお尋ねします。

1、町の指定避難所にもなっていますが、現状で緊急時使用できるのでしょうか。また、校舎を含めた管理体制と状況について、考えをお聞きします。

2、休校中の有王分校について、使用しなければ建物の老朽化はどんどん進みます。小・中学校の課外学習や町の行事に活用してみてもはどうでしょうか。小学生の林間学習のときに立ち寄るなど、今後の分校の活用について、どのような考えかお聞きします。

以上、よろしくお願ひします。

議長（丸山久志） 答弁願ひします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 小笠原保健センター所長。

保健センター所長（小笠原温美） 中坊議員のご質問にお答えします。

1点目の乳幼児からの定期検診についてであります。一つ目の乳幼児健康診は何歳児にどのような内容、項目でしているかにつきましては、乳幼児健康診は母子保健法に基づき、本町では、生後3カ月から5カ月で乳児健康診査、1歳6カ月から1歳8カ月で1歳6カ月児健康診査、2歳4カ月から2歳7

カ月で2歳6カ月児歯科健康診査、3歳5カ月から3歳8カ月で3歳児健康診査を実施しています。

健康診査の項目は、乳児健康診査では身体発育状況、栄養状態、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無、皮膚の疾病の有無、四肢運動障害の有無、精神発達の状況、予防接種の実施状況、育児上問題となる事項、その他の疾病及び異常の有無について健康診査を実施しています。1歳6カ月児健康診査では、乳児健康診査の項目に歯及び口腔の疾病の有無と言語障害の有無の項目を加え、3歳児健康診査では、さらに目の疾病及び異常の有無、耳・鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無を加えて実施しています。2歳6カ月児歯科健康診査では、歯及び口腔の疾病の有無を実施しています。

次に、受診率につきましては、平成28年度の実績で申し上げますと、乳児健康診査では対象者37人、受診者37人、受診率100%、1歳6カ月児健康診査では対象者33人、受診者33人、受診率100%、2歳6カ月児歯科健康診査では対象者49人、受診者30人、受診率61.2%、3歳児健康診査では対象者50人、受診者47人、受診率94.0%となっております。未受診の方には電話や文書で再度受診勧奨するなど、受診率の向上に努めておりますが、最終的に未受診の方は、保護者と連絡をとり、お子さんの様子を聞き取るとともに、虐待未然防止の観点から、訪問や保育園等で乳幼児の所在の確認を行っています。

二つ目の乳幼児に異常が見られたときの保護者への対応につきましては、まずは保護者の不安や疑問などに応じて、障害等についての知識、医療機関の情報、利用できる制度など、必要な情報を提供します。その上で、専門医療機関を受診していただき、診断が確定した後、適切な制度、サービスにつながるよう、関係機関と連携を図りながら支援を行っています。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) 三つ目の支援策のうち、医療の部分につきましては、福祉医療制度に重度心身障害児医療助成制度があり、障がいの等級や所得制限により京都府や町の制度に該当する場合については、自己負担額が無料となる制度があります。また、自立支援医療(育成医療)の対象となる障がいであれば、国や京都府において、所得階層区分による自己負担上限月額が設けられております。ほかに、子育て支援医療費の助成制度では、中学

卒業までは京都府と町の制度で、中学卒業後は本町独自の制度で、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで無料で実施しております。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 三つ目の支援策のうち、障害福祉サービスにつきましては、まず、発達障害における早期発見・早期治療は、よりよい発達への方向性を見出すために大変重要とされているところであります。本町におきましては、保健センターでの乳幼児健診や保育の現場で乳幼児が発達障がいや発達におくれが見られる場合、京都府立こども発達支援センターと連携を図り、専門的な医師の指導のもと、早期に発達検査を行い、検査結果に応じて療育が必要と考えられる場合は、相談業務を委託しております事業所を紹介し、保護者や利用者の希望に合わせてサービスの調整や相談を行っていただいております。

また、必要に応じて指導や訓練を行う児童発達支援や、生活能力向上のための訓練などを行う放課後等デイサービスなどのサービスを利用いただいているところでございます。

児童発達支援などのサービスの利用者負担につきましては、過度の負担とならないように、児童福祉法施行令で規定されております月額負担上限額により負担していただいているところでございます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 2点目の井手小学校有王分校の管理と活用についてであります。一つ目の現状での緊急時の使用につきましては、井手小学校有王分校は鉄骨造平屋建てであり躯体が強固なものであること、また田村新田区内にある公共施設であることから、避難所として指定しているところであります。

現在、当該校舎内に地元自主防災組織の防災用資機材が保管されており、また、いざというときの通信手段として防災行政無線も設置しておりますので、緊急時には避難所として使用できることとなっております。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中島教育次長。

教育次長(中島一也) 一つ目の校舎の管理体制につきましては、有王分校

が平成17年度より休校になっており、この間、地元のご協力や教職員らによる校庭の草刈りを行う程度でありまして、常時、施設を整備・維持管理することは、職員体制や費用面等から難しい面があると思っております。今後、教育委員会としても、学校と連携し、適宜、施設の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

二つ目の有王分校の有効活用につきましては、校外学習の内容は学校が判断することではありますが、小学校4年生時の林間学習において、分校に立ち寄り、児童に施設の説明をしております。

当面、対象児童もなく再開する見込みもない状況ではありますが、今後、町行事などへの施設利用や活用についてのお話がありましたら、教育委員会としても考えていきたいと思っております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 2点目の有王分校についてなんですけども、管理については教育委員会ということでもいいのですね。再度お尋ねします。

それと、先ほど答弁で、林間学習時に立ち寄っているというようなことがございましたけど、今年度についてはそのような予定にはなっていないんですけども、その辺、確認をお願いします。

1点目の乳幼児の定期健診については、細かく説明いただいて大変わかったんですけど、やっぱり保護者への心のケアやアドバイスが大変重要だと思います。困難な面はたくさんあると思うんですけども、しっかりとやっていただきたい。これについては要望としておきます。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中島教育次長。

教育次長（中島一也） 管理につきましては、規則上、学校ということになっておりますが、現状、学校の体制だけでは難しいので、教育委員会としても連携して行っていきたいと答弁申し上げたところでございます。

林間学習の予定につきましては、正確に確認してご報告したいと思っております。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中坊 陽議員。

8 番（中坊 陽） 答弁、やっぱりその辺については、確認してもらってからこの場で言ってほしかったですね。してるということだったので、断定されていたので、今。まあ、今はもういいですけどね。改めて確認してもらうといいけど。せっかく前もって一般質問してるんやから、再度確認するというようなことはおかしいと思います。

終わります。確認できたら報告してください。

議長（丸山久志） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 26 分

再開 午前 11 時 26 分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中島教育次長。

教育次長（中島一也） 貴重な時間、申しわけございません。

分校への立ち寄った説明につきまして、事前に確認していないのかということではございますが、事前に確認したところ、毎年やっているというふうな報告があったところでございます。先ほど中坊議員の方から、ことは予定になっていないと明確におっしゃられましたので、その辺のところを再度確認したいという意味合いでお時間いただきたいと申し上げたところでございます。

議長（丸山久志） よろしいですか。

8 番（中坊 陽） 休憩して。

議長（丸山久志） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 27 分

再開 午前 11 時 29 分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、谷田 操議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） 9 番、谷田 操です。

このたびの台風 18 号で京都府内はじめ全国で大変な被害が出ておりました、お亡くなりになりました方には心からご冥福をお祈りするとともに、被災者の皆さんに心よりお見舞いを申し上げまして、質問に入りたいと思いま

す。

1 番目、国民健康保険の都道府県化についてです。

厚生労働省は、この7月10日に国保の都道府県化に向けた第3回の保険料・税試算方針を通知し、8月31日までに試算結果を報告するように求めました。本町では、これまで2回試算を行ってきたものの、公表するに値しない数字ということで内容を公表しておりません。今回は、来年度の新制度への移行を目前に控えて、国も保険料・税の激変が生じないよう検討を求め、より現実的な試算を行うことになったと思いますが、少なくとも制度移行によって値上げにならないよう努力をするべきだと考えます。

試算の結果を伺います。本町が京都府へ納付する額の算定方式はどうなっていますか。総額は幾らですか。これまでの税額からの伸び率はどの程度ですか。所得割、資産割、均等割、平等割と、この4方式で井手町は税額を決めてきたわけですが、この試算を行いましたか。加入者1人当たり、またモデル世帯当たりの保険税額は幾らになりますか。応能・応益負担の比率に変化はありますか。

昨年度、本町では国保会計は赤字となり、一般会計からの法定外繰り入れを行いました。今後、法定外繰り入れの扱いはどのようになるのか。京都府から賦課総額が示され、それをこれまでの方式で加入者に割り返したら高率の値上げになる場合など、本町独自に法定外繰り入れを行って保険税の急変を避けるということは今後も行わざるを得ないと考えますが、町長のご見解を伺います。

2 点目に、コミュニティバス等の住民の移動手段確保についてです。

従来から、町内の公共施設や医院、商店へ行くにも、地域によっては大変困難があることを指摘してまいりました。現実には、町や社協行事等を自然休養村センターや府立山城勤労者福祉会館、玉泉苑などで行う際に、町のマイクロバスや借り上げた送迎車両で巡回送迎を行っています。

町内では、人口減少とともに高齢化が進み、高齢者を中心とした交通弱者がふえ、私的に送迎を担ってもらえる若年層は減少しております。高齢運転者の危険も近年クローズアップされており、できれば運転をやめたいという高齢者の方も多くなっていますが、移動の手段を失うと生活できないのが井手町の現状です。

役場庁舎の移転先はまだ決定されていませんが、これまで示されている移



転方針から見て、現在より高台、駅から遠くなるということは確実ではないでしょうか。ますます役場にさえ行きにくくなる人がふえてしまいます。

狭い町内でも住む地域によって行政サービスを受ける機会に差が出ることは、住民福祉に反することです。行政には、交通弱者を生まないよう努力する責務がございます。まずは町内での移動の自由を確保するコミュニティバス、さらに、近隣市の医療機関や商業施設も利用できるようなルートへの拡充を目指すべきではないでしょうか。

宇治田原町では、長年路線バスが廃止された地域を支えてきた福祉バスを徐々に拡充されまして、ことしは町営バスとして、誰でもが利用できる、そして無料の交通機関となり、大変喜ばれていると聞いています。

本町では、2004年に路線バスが廃止されてから後、長期間、代替手段の構築を怠ってきたと言わざるを得ません。人口減少とのかかわりは不明ですが、暮らしにくさの一因になっていることは確かだと考えます。庁舎移転先が決まれば、ルートをまた改善するということは後にいくらでもできるわけですから、町内交通システムをつくることはまず待ったなしであり、即刻、町内交通システムをつくるべきではないか、町長のご見解を伺います。

3点目に、公衆無線LANサービスについてです。

公衆無線LANサービス、Wi-Fiとも言われておりますが、無線LAN機能のあるノートパソコンやタブレットパソコン、スマートフォン等があれば、無線LANを使ってインターネットを利用できるサービスです。

多くの通信事業者が有料で提供しておりますが、京都市では多くの観光施設、駅、バス停などでKYOTO Wi-Fiという無料のサービスが提供されていて、多くの観光客がSNSなどで市内各地の様子を発信し、楽しんでいます。

JR西日本の一部の駅構内でも無料の公衆無線LANサービスが利用でき、観光だけでなく、災害時にも活用できると考えられます。しかし、JR奈良線では現在、奈良駅、宇治駅、六地藏駅、稲荷駅、東福寺駅、京都駅の各駅にしか整備がされておられません。

本町では、美しい桜並木など、SNSで発信されれば大いに町の知名度アップや集客につながりそうな資源がございます。せめて桜の季節だけでも無料で公衆無線LANが利用できるようなサービスが提供できないか、また、JR西日本に対して、玉水駅でもJRの公衆無線LANサービスを提供する

ように要請できないか伺います。

以上でございます。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） 谷田 操議員のご質問にお答えします。

1点目の国民健康保険の都道府県化についてであります。京都府による第3回目の納付金標準保険料率の試算が行われ、各市町村に提示されてきたところであります。今回の試算におきましては、現時点の関係データや国の提示係数、各市町村の予算見込みなど、今後変動が見込まれる数値を用いるとともに、平成30年度から新たに投入される公費は一部のみの反映となることから、あくまで整理作業のための参考値として示されたものであります。以上のようなことから、現段階において公表できる結果ではないと考えております。

次に、今後の法定外繰り入れの扱いにつきましては、今後、試算の精度が一定高まった段階において、結果を見きわめながら判断してまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 2点目のコミュニティバス等住民の移動手段確保についてであります。以前からお答えしているとおり、本町の市街地は南北で約3.5キロ、東西で約1.2キロと、京都府で最も狭い町であります。しかも、市街地を中心に南北に走るJR奈良線には二つの駅があり、現在実施しておりますJR奈良線高速化・複線化第二期事業の完成によりまして、今後、利便性はますます高まってまいります。これらの事業の着実な進捗が住民の通勤通学を含めた公共交通網の整備につながるものと考えております。これらのことから、コミュニティバスの導入につきましては考えておりません。

3点目の公衆無線LANサービスについてであります。JR西日本に確認いたしましたところ、奈良線では議員ご指摘の各駅で公衆無線LANサービスが利用できるとのことではありますが、これら各駅で提供されている公衆無線LANサービスは、JR西日本ではなく携帯電話事業者が通信費などの

費用を負担して提供しているサービスであり、各携帯電話事業者がどの駅でサービスを提供するかは、それぞれの携帯電話事業者が判断されているとのことであります。また、町内では既にコンビニエンスストアや一部の飲食店、商店などで民間による公衆無線LANサービスが提供されており、公衆無線LANサービスをご利用になりたい方は、それらの施設でサービスを利用いただければと考えております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） まず1点目に、国保の問題ですけれども、試算はまだ変動する要素があるので現時点では提示できないという話なんですけど、府内でも公表している自治体もあるわけです。そんなことを言っていたら、確定するまで公表できないんだったら、住民の皆さんからのご意見などを聞く場がない、また密室のうちに決められるということになりかねない。このままいって、府のスケジュールからいっても、11月ぐらいには国からまた新たな係数等が示されて、1月には確定。そこから国保の運営協議会、町内でもやりますよね。それからというと、3月の町議会に間に合わすのはぎりぎり、いろいろなご意見を住民の皆さんから聞くような場面が本当に持てないじゃないかと。担当者にとりまして、慌ててやらなというようなことになって、また間違いのもとです。

やっぱり今進められている試算でもって、それを公表して、皆さんからさまざまなご意見をいただいていくということで、よいものにしていくということが、ミスもなくすということが出来ますので、示されてるんやったら、それは別に京都府からとめられてるわけじゃないでしょう、試算を公表したらあかんと。だから、それは井手町独自の判断だと、府もそれぞれの市町村判断だと言っているわけですから、公表してもらって、広く議会でもいろんな意見を聞いてみたらどうでしょうか。どうしても公表できないものでしょうか。再度お伺いします。

町長が開会挨拶のときに言われた言葉ですけれども、都道府県化も期待はしていたが、実際は財政運用のみになりそうというようなお話があったんです。町長の方から、もう一度、町長は、今回、都道府県化されることでどうということになると期待をしていたんですけども、実際こういうところが期待

に沿わないことになりそうだとお考えなのか、町長のご見解を詳しくお伺いしたいと思います。

今度、広域化されて、国保が上がるか下がるか、税額が上がるか下がるかということが住民の皆さんには一番の大きな関心事なんです。現状を見ますと、平成27年度の京都府の市町村国保の状況、これは府の運営協議会に出された資料ですけども、井手町には全然資料が出ませんので、府の方で見ることができないんですけど、府内26市町村あるうち、国保加入者の1人当たりの所得、割り返すだけですけど、ランキングをつけましたら、井手町は26市町村あるうちの22番目なんです。所得が非常に低い。ところが、1人当たりの保険料の調定額を見ますと、順番はそんな大差ないんですけども、一応15番目なんです。ということは、所得は低いのに、保険料はその所得のランク程度の額になってない。何でやということですが、やっぱり資産割の率が高いんです。

所得に応じた保険料やったら、私は収入が多いからしゃあないかなと思って納得していただけたらと思うんですけども、所得はないのに、先祖さんからもうた土地等がたくさんあって、それにかかってくる固定資産税が高いから、その分の負担が多い。府下の資産割を課しているところは11市町村あるんですけども、その中でも井手町は、お一人の家庭で介護分も負担したはるというふうにみなせば、2番目に高いんです。49.7%も資産割がかかるので、固定資産税を10万円負担したはる家庭だと、4万9,700円は所得割や平等割でかかってきた分に上乘せになってくるということで、それは所得と関係なくかかってくるわけです。そこの負担感が非常に大きいということがあると思います。平均したら、井手町は保険料がそんな高いことないやないかと言わはるかもしれませんが、やっぱり負担感が、一部の方にはものすごく高いということになっています。

これが今度、都道府県化でどうなるのかということは非常に関心事やと思うんです、住民の方にも。府で示されている京都府国民健康保険運営方針中間案で見ますと、市町村が納付する納付金の算定方法は、今、答えはらへんけど、3方式を採用すると書いてあるわけです。所得割、均等割、世帯割で決めるというわけでしょう、資産割は半分以上のところは採用してないんだから。そうすると、井手町でこれで納付金が決まった場合に、どうやって割り返すんだと。根拠になっていない資産割でもってまた割り返さなあかんと

ということになるのか、資産割は、この際、廃止する方向で考えるのか、激変緩和が必要だと思いますけれども、資産割についての今後の賦課の仕方についても再度お尋ねいたします。

2点目、コミュニティバスですけれども、宇治田原町の例は先ほどもお示しをしました。地域によっては宇治田原町でも毎日走ってない地域もあります。非常に人口の少ない、離れた地域です。ところが、そういうバスが来るときに通院の日を合わせようというようなことで活用されてるんです。相楽の方がどうなってるか、やましろ地域ガイドという山城広域振興局が9月に発行したガイドを見ますと、10月2日から相楽東部の広域バスが運行開始しますという記事が載ってるんです。JRの月ヶ瀬口駅から加茂駅にわたって、最大300円という運行ルートが載ってるんですけれども、これは町内をくまなく走るという感じではないんですけれども、結構、南山城村や笠置町内を走る形になっていまして、1日4往復です。これはどこが実施主体としてやっておられるのかといいますと、事務局は京都府と笠置町、和東町、南山城村でやったはるんです。だから、こういう広域のバスの事業というのもできるわけで、井手町でも研究することはできると思うんです。

今度の役場庁舎がどこになるかというのは、先ほども一般質問ありましたけど、まだ決まらない。決まらないけど、ひょっとして、あの概要3ルートで1案というのになつたら、24号線拡幅という案までありましたから、そうなつたら、井手町の役場、移動せんでいいやないかという話になるわけです。役場が位置が決まってから防災無線のことも考えると、いろいろ出てきてるんですけど、そういうルート決定待ちでなく、役場の位置は本町にとって一番いい位置を決定して、それに沿って整備は進めていくべきだと従来から私はお話をしていますけれども、バスは本当に待たないだと思いません。どの方も移動の手段が必要です。先ほど課長言われたのは、JRは南北移動でしょう。それはいいです、JRが便利にしてくれてはりますし。でも、町内だって、東西だって移動があるわけで、高低差がある地域もあるわけです。そこはいいのかと。やっぱり何かせんなんでしょう、役場が高台へ行くんやったら、絶対せんなんでしょう。それを今から検討したらどうですか。今すぐできるかどうかかわからないけど、検討を始める、研究を始める時期じゃないんですか。今考えてませんという答弁ですけど、検討を今後やっていくというお考えがないのか、町長にぜひお答えをいただきたいと思えます。

無線LANについてですが、携帯事業者が運営しているなら携帯事業者の方に玉水駅でも利用できるように、美しい桜を、海外からもたくさん人が来てくださっているわけで、奈良線なんか外国人の方が非常に多いです。そういう方が日本でも自由にLANを使って、日本のよさ、井手町のよさを発信していただけるように整備したらどうか。これ、非常に井手町にとっては有益なことやと思います。宇治田原町やったら、ハートのまちを売り出すいうて、ハート型のものをいろいろSNSで発信されたら、えらい遠いところから見学者の方が来られるというようなことにもなっています。ぜひ井手町もSNSに使いやすいような町にしたらいと思うので、先ほどのJRのLANサービスの件は、携帯事業者の方に要請されてはいかがでしょうか。これで再質問します。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは、国保の統一化の考え方についてお答えさせていただきます。

当初、国保事業、全て統一化が図られるものと、こういうことを思っておりましたけれども、結果的には財政運営一本の統一化、こういうことになりました。全ての項目の統一化ができれば、保険料や税の統一化も図られる。それと、広域化による経費削減も見込まれる。もう一つは、やはり医療費の抑制が大きな課題でありますけれども、広域化による統一した取り組みによる医療費抑制、こういったことにもつながるだろう。このように考えていたわけでありましてけれども、結果的には財政運営のみということでありまして、それなら今までと何ら変わらない。こういうことで、厳しい状況がこれからも考えられる、こういうことでお答えをしたということです。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 私の方から、コミュニティバス並びに無線LANについてお答えしたいと思います。

まず、例で挙げられました宇治田原町並びに相楽東部についての例であります。ご存じのように、宇治田原町には鉄軌道がないわけでありまして。また、相楽東部についても、関西本線の状況は、JR奈良線の状況と違いまし

て、本数が大変減ってきて、通勤通学の足がなかなか確保できないということから、1日4往復ですか、これでやられていると。これはもう、やらざるを得ない状況になっているということでやられているものだと承知をしているところでもあります。

一方、井手町においては、JR奈良線の複線化第一期工事によりまして、2004年の廃止以降の委員会等でもお答えいたしました。1日の本数もふえて大変利便性が高まって、さらに第二期工事に現在取り組んでいるということで、状況が全然違うということをもっと申し上げておきたいと思っております。

また、検討についての考えですけれども、コミュニティバスを、路線バスが休止されたときに、本町におきましても奈良交通からの提示を受けまして、周辺自治体と協議もしながら、路線バスの運行をできないか、また、代替手段を大型タクシー、大型バス、小型バス等いろいろ検討して、これについても、議会の方で再三再四説明をいたしました。費用対効果で難しいということから、当面はJR奈良線の複線化によって住民の足は通勤通学を中心として確保するというのが一番ベターだということ、現在に至っているところでございます。

次に無線LANであります。携帯事業者へ要請をということでございましたが、以前に、大正池周辺で携帯が全然飛ばないということから事業者へ要請をした経過がございます。今現在、NTTドコモの携帯は基地局をつくっていただいて、これは町が申請して事業をやりながら、あとは携帯事業者がやっけていただいているわけですが、当時、通産局で言われたのは、携帯事業者は利用者が50万人いなければそういう事業はやりませんよと、募集をかけますけれども、補助金は10割つきますけれども、大変難しいということをお知らせしながら、何年間も何年間もたって、町長を中心として要望をいただけて、あの地域で、グラウンドもございましてことから、事故等あればどうするのかということ、ようやくできた経過がございます。

今日、無線LANが大変発達して、以前、椿坂において、一部の事業者が無線LAN基地局として無料で使えるWi-Fiを置かれた経過がございますが、利用者が少ないということをもっと途中で撤退されたのではないかと。ということから、携帯事業者においても、採算等を考えられて事業を展開されるものと考えておりますので、大変厳しいというふうにお思っております。ただ、本町におきましても、京都市並びに宇治市で、それぞれ独自の無料LA

NということでWi-Fiを整備されてきた経過がございますが、現在そのWi-Fiにつきましても、セキュリティー関係で暗号化が大変難しいということから、無料の無線LANについては、セキュリティー面での課題があるということで、現在、本町においても検討いたしておりますが、その課題がクリアできない限りは難しいのではないかとこのように考えておるところでございます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) 今後の資産割についての賦課の仕方ということでございますけれども、現段階においては、今後、国から京都府に納付金標準保険料率を算定するに当たっての仮係数、確定係数が示されますけれども、30年1月となっておりますが、その後、京都府から各市町村に標準保険料率が提示されることとなっておりますので、資産割の判定の仕方などの保険料率についても、それ以降に判断してまいりたいと考えおります。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 国保の問題で、やっぱりどこの自治体も厳しいから、みんな繰り入れをやってるし、井手町も赤字決算を打たなあかん状況で、大変なんですよね。従来から、都道府県化したところで、貧乏世帯が寄り合っても貧乏なのは変わらないという話をずっとしてましたが、今回、財政面で都道府県化されることで唯一期待できるのは、都道府県が公費投入してくれるんじゃないかということですけども、そこはなかなか、国の算入額さえ全部まだ見通せない。こうなったら、京都府に対して、各市町村、これまでどおりのやり方を結局せなあかんわけですから、府からの援助をもっといただきたいということを町長の方から強く要請をしていただきたいというふうに思います。

バスの件で、今、玉水駅が工事中ということで、送迎の方が混み合うということがございます。何とかしてほしいという、これ、駅ができ上がったとしても、1人に1台送迎車が出るというのは環境問題からも余りいいことでもありませんし、この間、井手のお墓の方へ行きましたら、タクシーで墓参りに来たという方もいらっしゃいまして、本当に苦労されてるなというふうに思います。そういう皆さんの気持ちに寄り添った町政運営をしていって



ただきたいと町長には強くお願いをして、質問を終わります。

議長（丸山久志） 先ほどの岡田議員の再質問に対する回答をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 高江社会教育課長。

社会教育課長（高江裕之） 貴重な時間、申しわけございません。岡田議員の再質問にお答えいたします。

まず、3校における朝の読書時間につきましては、3校とも朝10分間、読書の時間を設けておられます。

続きまして、読書冊数の多い児童・生徒に対しての表彰、これにつきましては3校とも実施しておりません。

以上でございます。

議長（丸山久志） これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。1時より再開します。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 0時59分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

先ほどの中坊議員の一般質問の回答の中で勘違いがあったようなので、再度答弁していただきます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中島教育次長。

教育次長（中島一也） たびたび貴重なお時間を申しわけございません。先ほどの答弁の中で、私の方から、林間学習において分校に立ち寄りという表現をいたしました。いま一度学校に確認をいたしましたところ、林間学習へ行く際に、ここが分校だよという表現で教えている程度だということで、その近くを通る際に児童に教えるというような状況で、校舎内まで立ち入っていないということでございました。そのため、予定の中にも明確に示していないということでございました。誤解を招く表現であったということで、大変申しわけなく思っております。

以上です。

議長（丸山久志） 日程第5、議案第36号、井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘)

(議案第36号を朗読説明)

議長(丸山久志) これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより、議案第36号、井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件を採決します。

議案第36号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員です。したがって、議案第36号は同意することに決定しました。

日程第6、議案第40号、山城多賀駅昇降設備等工事委託契約について追認を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中村建設課長。

理事(中村秀一)

(議案第40号を朗読説明)

議長(丸山久志) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 西島寛道議員。

2番(西島寛道) 今回のこの件は、追認という方法しかなかったのでしょうか。また、なぜ追認が必要とわかったのかお伺いいたします。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中村建設課長。

理事(中村秀一) ただいまの西島議員のご質問にお答えいたします。

今回の件は追認という方法しかないのかというご質問であります。他市町の事例を確認し、精査したところ、議決を経ることなく締結した協定については、議会にて追認を得るほかないということでありましたので、追認を

お願いすることになりました。

続きまして、なぜわかったのかというご質問であります。府立支援学校関連、町道3号線の道路改良工事において、議会同意の予定があることから、部局内で、ほかに議会の同意が必要となる予定価格が5,000万円以上の工事がなにか確認したところ、JRとの協定書締結に基づく委託工事はあるが、議会同意は必要ないものと考えていました。しかし、近隣で、同じようにJRとの協定締結により事業実施されている城陽市のJR長池駅の事例を確認したところ、市施設である自由通路部分の工事費について、議会で議決を得られていたため、本町においても、工事費が5,000万円以上である山城多賀駅のエレベーター設置工事については議決が必要ではないかということになり、今議案の提出に至ったところであります。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 村田忠文議員。

6番（村田忠文） この追認を求める件なんですけども、法的には全然問題がないんでしょうか。その辺、お聞かせください。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 村田議員のご質問にお答えいたします。

法的に問題はないのかというご質問であります。議会の議決を経ずして行った契約につきましても、その後、議決をいただけたときには有効であるとする裁判所の判決に基づくものでありまして、法的には問題がないということであります。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 法的に問題がないということだったんですけど、追認するという行為について、今回、追認する議決をするわけですよね。それについての期限というのは定められてないのか。何年もさかのぼって行わなければ、議決しないままずっと工事して、わからなくて、もっと後になって気づ

いた場合、何年でもさかのぼって議決するということになるのか、期限はないんですか。それが一つ。

協定そのものはいつ結んだのか、もう一度、日時の説明をお願いします。

それと、契約そのものの日時。これ今回、追認ですけど、実際契約した日時はいつでしたか。

それと、長池駅の話が出ましたが、古い話ですけど、山城多賀駅だって自由通路をつくったわけです。2000年に完成しました。そのときにはエレベーターはもちろんなかったけれども、自由通路と駅の改築と一緒にやっているわけです、そのときも。自由通路分だけ議決したかという、私はそんな記憶はないと思うんです。多賀駅は大体2億ぐらいだったと思うので、自由通路分だけで幾ら、駅で幾らみたいな詳しい計算も聞いた記憶もないので、私もずっとさかのぼって資料、まだ調べたわけじゃないんですけども、議決に、追認に期限がないんだったら、山城多賀駅で自由通路の部分について議決してなかったら、それもせんならんというようなことにはなりませんか。調べてもらったらどうかと思うんですけども、長池駅はエレベーターのことだけ議決してはるんですか、自由通路も含めて議決してはるんですか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 期限については、知り得たときに議決を求めるということになるものでありますので、期限はないものと考えております。

協定の日時、契約書、同じでありまして、28年9月14日でございます。

次に、JR多賀駅の自由通路のご質問であります。当時、平成10年に議決をいただいております。

議長(丸山久志) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 契約の相手方が、契約した時点はこの方だったと思うんですけど、今、工事所長さんはかわってますよね。そういうことについては、今追認することについて、正当性というか、大丈夫なんでしょうか。相手方が変わってしまうということにはならないんですか。追認した時点では人が違う。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 追認につきましては、当時の協定に基づいてお願いする行為でありますので、当時の協定でお願いをしているところでございます。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 賛成の立場で討論します。

今回の件は、中身については、既に供用開始もされており、必要な工事であったと思いますので賛成をするわけですけれども、やむを得ず起きた追認かということ、今の説明を聞くと、今後は忘れることのないようという話がありましたので、ということは忘れてたということになります。それは、幾ら強く指示をしても、忘れるということは起こり得ますので、そういうことにならないような点検の仕方を今後考えないと、人のやることですから、職員も忘れることはあると思いますから、それについて、今後どうするのかということをしっかり検証していただいて、繰り返さないということを求めて賛成いたします。

議長（丸山久志） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで討論を終わります。

これより、議案第40号、山城多賀駅昇降設備等工事委託契約について追認を求める件を採決します。

議案第40号を追認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第40号は可決されました。

日程第7、議案第41号、工事請負契約変更について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中村建設課長。

理事(中村秀一)

(議案第41号を朗読説明)

議長(丸山久志) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 最初に契約した日時をお願いしたいのと、これ、今回2,200万追加になるから、5,000万を超えるので出てきたということですか。最初のとおりで変更なかったら、議決は要らん案件やったということですか。

それと、新四郎山グラウンドへの進入ができなくなるというようなことで、それは困るという要望が上がっていたと思うんですけども、これでそういう通行規制は全くなく、どんな団体でも自由に新四郎山は今までどおり使えるということですか。確認します。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中村建設課長。

理事(中村秀一) 谷田 操議員のただいまのご質問にお答えいたします。

最初の契約日でございますが、平成29年5月25日でございます。

今回5,000万を超えるようになったから変更の同意が必要かというご質問につきましては、そのとおりでございます。

要望につきましては、いただいておりますが、なお、工事に伴い、支障なく出入りできるのかというご質問でございますが、今回の工事につきましては、まず道路部を仕上げるということでありまして、支障なくできるように出入りをしたいというふうを考えておりますが、3号線の通り抜け等についても規制がありますので、多賀から回ってもらうとか井手から回ってもらうとか、そういう規制については出てくるかと考えております。

以上です。

議長(丸山久志) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) これですべてを終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第41号、工事請負契約変更について同意を求める件を採決します。

議案第41号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員です。したがって、議案第41号は同意することに決定しました。

日程第8、報告第10号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項ですから、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章)

(報告第10号を朗読説明)

議長(丸山久志) 以上で報告第10号、専決処分の報告についてを終わります。

日程第9、議案第33号、平成29年度井手町一般会計補正予算(第2回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章)

(議案第33号を朗読説明)

議長(丸山久志) これですべてを終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 村田忠文議員。

6番（村田忠文） 9ページの歳出のところですが、まちづくり推進費のまちづくり協議会補助金について、毎年の秋のまちづくり協議会イベント関係だと思いますが、本年度はどのようなことをされるのか。

次に、井手応援隊活動拠点運営事業、我々議員も視察に寄せていただきました「むすび家 i d e」で、最近ではテレビや新聞記事などでも京都産業大学の学生の活動が報道されることも多くなっておりませんが、今回の事業はどのようなものをされるのか。

次に、映画による町の魅力化発信事業、これ、多分、井手町の映画「神さまの轍」が今後、映画館で公開されると思いますが、映画をごらんになった方々がまちへ観光に来られることも考えられます。今回の事業はどのようなものでしょうか。

最後に、名水ブランディング事業ですが、新規の事業かと思います。どのような団体とどのような事業を行ってどのような内容を調査されるのでしょうか。

4点についてお伺いいたします。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 後藤地域創生推進室長。

理事（後藤崇文） ご質問についてお答えいたします。

まず、まちづくり協議会の関係ですが、主な事業内容としましては、一般的な桜よりも開花の早い河津桜の植樹や、本町にゆかりの深い歴史上の人物などに扮した行列が練り歩く時代絵巻行列等を実施いたします。また、今年度は、昨年度と引き続きまして、4月上旬ごろから5月上旬ごろまで花が咲きますヤマブキを玉川堤に植樹することにより、早咲きの河津桜から始まり、ソメイヨシノとあわせて観光期間の長期化を図ることで、交流人口の拡大につなげてまいります。

続きまして、京都産業大学井手応援隊の関係ですが、本事業は、井手応援隊による井手町と大学が連携した特産品開発を支援するものでございます。具体的な事業内容としましては、京都産業大学で飼育しておりますミツバチの蜂蜜と、今年度ターゲットイヤーでありますお茶の京都との関連で井手町の抹茶を使用しまして、蜂蜜抹茶飴を開発、そして、秋の学生イベントにお



ける試作品の配布と、来年度以降の本格販売に向けた町民アンケートの実施による調査分析を行うものでございます。井手応援隊は、これまでもまちの桜まつりや百縁商店街でブース出店してくれておりましたが、各種イベントにおいて、今後は開発した特産品も販売していく予定であります。

続きまして、映画による町の魅力化発信事業についてですが、本事業は、京都府地域力再生プロジェクトの平成29年度の支援事業でありまして、井手町映画製作実行委員会が、映画製作をきっかけとした地域のきずな再生によるまちの魅力化プロジェクトとして事業申請を行い、採択を受けたものでございます。事業内容としましては、平成28年度に製作を行いました井手町映画「神さまの轍」が劇場公開されることを踏まえまして、映画をごらんになったサイクリスト等が町内の映画ロケ地を訪れる際のロケ地マップの作成や、井手町に住む1歳から90歳までの方々を取材し、まちの魅力についてインタビューを行い、映画ホームページと連動する形でまちの魅力を発信する井手町民全世代ブログを実施するものでございます。

最後に、名水ブランディング事業についてでございますが、本事業は京都産業大学にことし4月に新設されました現代社会学部の学生を中心としまして、井手町内の名水について、町内の現地調査や文献調査を行うフィールドワークを実施し、その調査成果をリーフレットや研究報告会で学生が地域住民等に広く報告するものでございます。具体的な調査内容としまして、玉川や六角井戸等、名水にかかわる地域資源の現地調査、町内有識者からカジカガエルの状況等のヒヤリング、そして資料館での古地図の調査、名水について詠まれた和歌の読み込みを行うと聞いております。本事業によりまして、平成の名水百選の玉川や六角井戸を中心とした町内の地域資源について、改めて掘り起こしを行い、名水としての価値の再確認及びその周知に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 9ページに人権交流センターのエレベーターの整備について委託料が上がってますけれども、2階建ての建物ですので、エレベーターがあった方が障がい者の方や高齢者の方が使いやすいので、つけていただ

く方向で整備してもらいたいと思うんですが、町内にはほかにも2階建て、3階建ての建物というのはあると思うんですけれども、順次、公共施設にエレベーターを設置していくという方向なのかどうか、これ、第1弾ということなのかどうかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 人権交流センターのエレベーター整備についてであります。人権交流センターにおきましては、従前から、バリアフリー計画におきまして順次整備をしております。平成15年にはスロープを設置し、自動ドアの設置、今回エレベーター設置を整備するということを計画的に進めております。

なお、他の町内の2階、3階と言われておりますが、山吹ふれあいセンターについてはエレベーターが既にございますし、それ以外の施設についても、2階、3階の公共施設というのは自然休養村管理センター、それぐらいでありますので、順次、バリアフリー計画を計画しながら施設の見直しをやっていくということでございます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 3階建てというのはふれあいセンターだけかもしれないんですけど、保健センターのことを私はまず思いまして、保健センターと、あと休養村ですね。そちらの方はやっぱり必要じゃないかと思うんですけれども、それも今のお話の中に含まれていると考えていいのでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 新庁舎建設のときに、保健センターをどうするのか、自休村センターにある教育委員会をどうするのかという議論をやりながら、その中で、バリアフリーについても、施設を生かすのであれば検討していくということになるかというふうに思っております。

議長(丸山久志) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田利一議員。

1番(谷田利一) ただいまのまちづくり協議会の補助金の方で、玉川にヤ

マブキの植樹ということを回答もらったんですけども、ヤマブキの植栽も随分、数多くしていただいて結構なことなんですけども、何分、地元玉水区の堤防上において、歩行者の歩行に支障を来すような枝の張り方、木を植えていただくのはいいんですけども、あと、維持管理等含めて、車が通ったら車がすれる、ほんで、車も通れないほどの枝が茂ってくるということもありますので、植えるところの場所とかを考えていただいて、あとの維持管理のところも考えていただきたいと思いますので、お願いしておきます。要望です。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 11ページですけども、民間等資金繰上償還元金ということで5億4,000万円以上のお金が上がっていきまして、減債基金を繰上償還するということなんですけども、民間等資金というのは、どこどこから借りている分を繰り上げようと考えているのか。最近では郵便貯金も民間になったと思いますし、地方公共団体金融機構とか市町村振興協会とかも民間に入るのか、どこの部分を指しているのかお願いします。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

今回予算計上いたしておりますのは、京都府市町村振興協会から借り入れております資金でございます。

以上です。

議長(丸山久志) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第33号、平成29年度井手町一般会計補正予算(第2回)を採決します。

議案第33号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第34号、平成29年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠）

（議案第34号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第34号、平成29年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）を採決します。

議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第35号、平成29年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝）

（議案第35号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第35号、平成29年度井手町介護保険特別会計補正予算(第1回)を採決します。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は9月22日午前10時から会議を開きます。

散会 午後 1時46分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長           丸 山 久 志

署名議員       谷 田 利 一

署名議員       中 坊       陽